

令和元年第4回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年5月27日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度（2019年度）御宿町一般会計暫定予算)
- 日程第 5 議案第3号 令和元年度御宿町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	齊藤弥四郎君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	殿岡豊君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	埋田禎久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	渡辺晴久君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） みなさん、おはようございます。

会議に入る前にご報告申し上げます。

御宿町議会副議長 小川 征君が、去る3月27日にご逝去されました。

ここに、謹んで哀悼の意を表し、ご報告申し上げます。

故 小川 征君のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

議場内の皆様のご起立をお願い申し上げます。

黙祷。

（黙祷する。）

黙祷やめ。

ご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

本日、令和元年御宿町議会第4回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和元年御宿町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時）

◎町長あいさつ、提案理由の説明

○議長（大地達夫君） 次に石田町長より、日程に先立ち、あいさつと提案理由の説明があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、令和元年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、議員の皆様方には、本日、臨時会を開催できましたことを心より御礼申し上げます。

す。

本年度の一般会計当初予算につきましては、本日、ご審議いただくに至るまで、多大な時間を要し、住民の皆様へたいへんなご心配と、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、議員の皆様のご御理解と御協力により、本日、臨時会を開催できますことに、重ねて御礼申し上げます。

それでは、ご審議いただきます、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され同年4月1日施行の改正が含まれていることから御宿町税条例の一部を改正する条例を3月29日に専決処分したものです。

主な改正内容は、個人住民税におけるふるさと納税の制度の見直し及び住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充、固定資産税では、熊本地震に係る固定資産税の特例措置の創設、軽自動車税では、重課及びグリーン化特例、軽課の規定の整備を行なうものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成31年度（2019年度）一般会計予算（案）の否決に伴いまして、暫定として4月から5月末までの2ヶ月分の義務的経費等を計上し、住民生活に支障をきたすことのないよう、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度（2019年度）御宿町一般会計暫定予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規程によりその承認を求めるものでございます。

平成31年度（2019年度）一般会計暫定予算は、歳入6億4,817万円、歳出7億7,198万3千円で、本年第1回御宿町議会定例会に提出した「議案第36号 平成31年度（2019年度）御宿町一般会計予算（案）」と比較し、歳入は30億2,063万円、82.3%の減、歳出は28億9,681万7千円、79.0%の減でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号 令和元年度御宿町一般会計予算（案）につきまして提案理由を申し上げます。

令和元年度一般会計予算は歳入歳出とともに、36億6,880万円とし、平成30年度と比較し6,888万2千円、1.8%の減となりました。

平成30年度で清掃センターの大規模改修工事を行ったことが減少の主な要因でございます。予算の内容については、社会福祉の充実や防災への備え、生活基盤や生活環境の整備、産業、教育の振興、地方創生に向けた取り組みなど、あらゆる行政目的において、住民満足度の向上に資する施策経費を計上しております。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

1番、瀧口義雄君、2番、北村昭彦君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程にのとおりに、本日1日限りとしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、御

宿町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

主な内容は、個人住民税のふるさと納税の制度の見直し及び住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充、固定資産税では、熊本地震に係る特例措置の創設など、軽自動車税では、平成31年度課税に係るグリーン化特例重課及び軽課の規定の整備を行なうため、御宿町税条例の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明いたします。

1 ページの第34条の7 寄付金税額控除について、特例控除額の対象を特例控除対象寄付金（ふるさと納税）と規定する他、引用条文の整備をするものです。

2 ページに続きます、附則第7条の3の2の住宅借入金特別控除に係る控除期間を2年間延長し、第2項を削除し、前第3項を第2項とする他、引用条文及び文言の整備をするものです。

次に、附則第7条の4 寄付金税額控除における特例控除額の特例については、引用条文の整備を行うものです。

3 ページから続きます、附則第9条個人の町民税の寄付金税額控除及び附則第9条の2については、特例控除額の対象を特例控除対象寄付金（ふるさと納税）と規定する他、ふるさと納税は、総務大臣が定めた基準に適合する都道府県の知事、市町村長等を対象として指定することとなったことから、引用条文の整理、文言の明確化の整備を行うものです。

4 ページから6 ページに続きます、附則第10条の2 法附則第15条の2 第2項第1号等の条例で定める割合わが町特例については、地方税法改正に伴う引用条文の整理をするものです。

5号 都市再生特別措置法で規定された認定事業者が平成27年4月1日から、平成33年3月31日に新に取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

6号 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域に平成28年4月1日から、平成32年3月31日までに新に取得され、改良された津波対策用の用に供する償却資産

7号 津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する指定避難施設避難用部分（指定された日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とし、5年間）

8号 津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に定められた協定避難用部分（指定された日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とし、5年間）

9号 津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に定められた協定避難用部分 当該管理協定に係る協定避難家屋 新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年

10号 指定避難施設に附属する非難の用に供する指定避難償却資産

11号 指定避難施設に附属する非難の用に供する協定避難償却資産

12号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電施設のうち、太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電施設

13号 同、風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電施設

14号 同、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電施設

15号 同、地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電施設

16号 同、バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電施設

17号 特定再生可能エネルギー発電設備：特定太陽光発電設備

18号 特定再生可能エネルギー発電設備：特定風力発電設備

19号 特定再生可能エネルギー発電設備：特定水力発電設備

20号 特定再生可能エネルギー発電設備：特定地熱発電設備

21号 特定再生可能エネルギー発電設備：特定バイオマス発電設備

22号 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者がする洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び浸水防止を図るための設備

23号 都市再生特別措置法で規定する認定誘導事業者が、平成28年4月1日から、平成32年3月31日までに新に取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

附則第10条の3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告 については、第6項に高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置が創設されたことに伴う条文の整備を行い、前第6項から第11項を第7項から第12項とする他、引用条文の整備をするものです。

8 ページ、附則第10条の4 平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、第1項熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）の課税標準となるべき価格を3分の1にする適用を受けようとする者の申請書の申告期日及び記載内容について、第2項で前項の規定の適用を受けた土地の所有者が、毎年1月31日までにすべき住宅用地の申告を平成31年度分及び平成32年度分においては適用しない規定の整備。

第3項は、被災したマンション等の区分所有家屋の敷地（特定被災共用土地）の固定資産税額の按分について、所有者（特定被災共用土地納税義務者）全員の合意により決めた按分率を適用しようとする場合の所有者代表がすべき申し出の記載内容について、第4項は、土地区画

整理事業等で仮換地を受けた土地で特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る按分の申出についての、前項の読み替え規定を整備するもので、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とするものです。

10ページ、附則第16条軽自動車税の税率の特例については、第1項で、平成31年度課税における重課となる登録期日の明確化の整備。第2項から第4項を削除し、前第5項から第7項を第2項から第4項とし、引用条文の整備をする他、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初回車両番号指定を受けた場合の平成31年度分の税率を各項表中に示した金額とするものです。

第2項、電気及び天然ガス軽自動車

第3項、平成32年度燃費基準プラス30%達成乗用軽自動車及び平成27年度燃費基準プラス35%達成軽貨物自動車。

第4項、平成32年度燃費基準プラス10%達成乗用軽自動車及び平成27年度燃費基準プラス15%達成軽貨物自動車。

13ページ、附則第16条の2軽自動車税の賦課徴収の特例については、前条の項の削除に伴う引用条文の整備をするものです。

次に、附則第22条東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、附則第10条の4平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で整備しました文言と合わせる文言の整備をするものです。

次に、改正附則第1条は、施行日を平成31年4月1日からとするものです。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2並びに（改正附則第2条）次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行するとするものです。

改正附則第2条は、町民税に関する経過措置で、第1項、別段の定めがあるものを除き、個人の住民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の町民税に適用し、平成30年度分までは従前の例によるものとするもの、第2項、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条の2の規定の適用については、平成32年度以後の年度分の町民税に適用し、31年度分までは従前の例によるものとするもの、第3項、第34条の7第1項の改正規定及び第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の住民税に限り、次の表に掲げる字句とするものです。第4項、ふるさと納税が、総務大臣が定めた基準に適合する都道府県の知事、市町村長等を対象として指定することとなったことから、平成31年6月1日以後に支出した特例控除対

象寄付金について適用し、改正前に支出したふるさと納税の寄付金は従前の例によるものとするものです。

16ページ、改正附則第3条は、固定資産税に関する経過措置で、平成31年度以後の年度分から適用し、平成30年度分までは従前の例によるものとするもの、改正附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、平成31年度分の軽自動車税に適用し、平成30年度分までは従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度（2019年度）御宿町一般会計暫定予算）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） それでは、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に行いました平成31年度（2019年度）一般会計暫定予算の専決処分について、その承認を求めるものでございます。

暫定予算の編成にあたっては、本予算が成立するまでの間の行政の中断を防ぐためのものであるため、義務的な最低限度の経費を計上することが通例ですが、住民生活への影響や事業の財源確保対策などを考慮して一部の政策的経費や投資的経費についても当初提出予算から抽出し計上いたしました。

予算総額は歳入6億4,817万円、歳出7億7,198万3千円となり、当初提出予算との増減率は、歳入が82.3%の減、歳出が79.0%の減となりました。また、暫定予算の性格上歳入歳出予算の収支は均衡を要しないものでございます。

それでは、予算書に沿って説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入6億4,817万円、歳出億7,198万3千円と定めたものです。

第2条は債務負担行為に関する規定です。予算書6ページの第2表に、債務負担行為を行う事項、期間、及び限度額を示しております。

第3条は一時借入金に関する規定で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を定めたものです。

第4条は、歳出予算の流用に関する規定で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による、各項の金額を流用できる場合について定めたものです。

暫定予算案の主な内容についてご説明申し上げます。

最初に、調整様式につきましては、地方自治法施行規則におきまして当初予算の様式に準じて作成しておりますが、款番号、項番号、10ページ以降に記載いたしております歳入歳出事項別明細書の日番号につきましては、本予算との関係上連続していないものがございます。また、歳入歳出予算の計上にあたり、歳入予算につきましては5月末までの歳入見込み、歳出予算につきましては5月末までの必要経費のほか、年度の予算措置が必要なものは年額を計上いたしました。

それでは歳入予算についてご説明いたします。

暫定予算概要の3ページをご覧ください。

1款 町税は2億5,268万円。

2款 地方譲与税から5款 株式等譲渡所得割交付金は、暫定期間内に収入見込みがないため、計上しておりません。

6款 地方消費税交付金は2,697万8千円。

7款 ゴルフ場利用税交付金と8款 自動車取得税交付金は、暫定期間内に収入見込みがないため、計上しておりません。

9款 地方特例交付金92万7千円。

10款 地方交付税は、2億8,355万8千円。

11款 交通安全対策特別交付金は、暫定期間内に収入見込みがないため、計上しておりません。

12款 分担金及負担金は350万6千円。

13款 使用料及手数料は1,309万4千円。

14款 国庫支出金は2,760万4千円。

15款 県支出金は2,563万7千円。

16款 財産収入は96万9千円。

17款 寄付金は833万3千円。

18款 繰入金は60万円。

19款 繰越金は、暫定期間内に収入がないため、計上しておりません。

20款 諸収入は428万4千円。

21款 町債は、暫定期間内に収入がないため、計上しておりません。

以上、歳入合計は6億4,817万円となり、5月末日までの歳入見込み額と、国・県補助事業を充当する事業のうち、補助申請等の都合上、その財源に影響があるものの所要額を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、暫定予算概要の4ページをご覧ください。

1款 議会費は、1,452万3千円を計上し、当初提出予算と比べ5,684万1千円、79.6%の減となりました。

2款 総務費は、2億2,776万2千円を計上し、当初提出予算と比べ6億3,365万4千円、73.6%の減となりました。

3款 民生費は、1億8,250万5千円を計上し、当初提出予算と比べ7億5,293万4千円、80.5%の減となりました。

4款 衛生費は、1億4,288万7千円を計上し、当初提出予算と比べ4億3,433万9千円、75.2%の減となりました。

5款 農林水産業費は、3,378万6千円を計上し、当初提出予算と比べ4,938万5千円、59.4%の減となりました。

6款 商工費は、2,310万9千円を計上し、当初提出予算と比べ1億778万6千円、82.3%の減となりました。

7款 土木費は、1億91万9千円を計上し、当初提出予算と比べ1億5,528万9千円、93.4%の減となりました。

8款 消防費は、7,929万6千円を計上し、当初提出予算と比べ1億8,906万2千円、70.5%の減となりました。

9款 教育費は、5,619万5千円を計上し、当初提出予算と比べ2億182万3千円、78.2%の減となりました。

10款 災害復旧費ですが、有事の際に備え科目設定として当初提出予算と同じく1千円計上しております。

11款 公債費は、暫定期間内に支出予定がないため計上しておりません。

12款 予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、100万円を計上し、当初提出予算と比べ200万円、66.7%の減となりました。

以上、歳出暫定予算総額を7億7,198万3千円とするもので、5月末日までに支払いのある、義務的経費や経常的経費、年度当初から実施しなければ住民生活に影響を及ぼすもの、国・県の補助事業のうち補助申請等の都合上、その財源に影響があるもの等を計上いたしました。

次に、第2条の債務負担行為のご説明をいたします。

予算書の6ページをご覧ください。

土地評価基礎資料作成及び市街地宅地評価業務委託は、固定資産税の課税に要する基礎資料作成委託でございます。期間は2019年度から2021年度までの3年間で、限度額は1,574万9千円でございます。年度当初から契約しなくては、課税事務に支障をきたすことから、本暫定予算にて設定をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第5 議案第3号 令和元年度御宿町一般会計予算(案)についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第3号 令和元年度御宿町一般会計予算(案)についてご説明申し上げます。

予算の配分にあたっては、町の計画予算のほか、住民への影響や緊急性、国の施策の動向等を注視し、将来への財政的負担を総合的に勘案したうえで、必要な事業に予算を重点配分することとしました。

予算総額は36億6,880万円で、前年度と比較し6,888万2千円、1.8%の減となりました。

予算書1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を36億6,880万円と定めるものです。第2条は債務負担行為に関する規定です。予算書6ページの第2表に、債務負担行為を行う事項、期間、及び限度額を示しております。第3条は地方債に関する規定でございます。予算書の6ページの第3表に、平成31年度に起こす予定の地方債の目的、限度額などを示しております。第4条は一時借入金に関する規定で一時借入金の最高額を定めるものです。第5条は、歳出予算の流用に関する規定で、各項の金額を流用できる場合について定めたものです。

それでは歳入予算の概要につきまして、説明資料の一般会計予算の概要に基づきご説明いたします。

予算概要の47ページをご覧ください。

1款 町税は8億7,172万3千円で、対前年度比1.8%の増です。新築家屋に係る増加や、太陽光パネルの設置の増加等に伴う固定資産税の増収が主な要因です。

2 款の地方譲与税から 9 款地方特例交付金は、国の示す地方財政計画並びに県の推計値などをもとに所要額を計上しています。

10 款 地方交付税は 11 億 5,000 万円、対前年度比 1.1%の増を見込みます。普通交付税は、対前年度比 0.5%増の 11 億円を、特別交付税は、対象事業費の増により 19.0%増の 5,000 万円を計上しました。

12 款 分担金及び負担金は 1 億 6,719 万 7 千円、対前年度比 31.1%の減です。主な要因は、清掃センターの大規模改修事業に対するいすみ市からの負担金の減額です。

13 款 使用料及び手数料は 8,781 万円、対前年度比 2.6%の増です。

14 款 国庫支出金は 2 億 166 万円、対前年度比 3.4%の増です。社会保障関係経費が増加する見込です。

15 款 県支出金は 1 億 9,181 万 9 千円、対前年度比 4.8%の増です。参議院議員選挙にかかる県委託金を新たに見込むほか、国庫支出金同様、社会保障関係経費の増加により増額となっています。

16 款 財産収入は 2,037 万 7 千円、対前年度比 0.1%の増です。

17 款 寄附金は、活力あるふるさとづくり基金寄付金について前年度と同額の 5,000 万円を見込みます。

18 款 繰入金金は 1 億 8,051 万 3 千円、対前年度比 6.4%の増です。活力あるふるさとづくり基金繰入金を増額しています。

19 款 繰越金は、平成 30 年度の決算収支見込額を踏まえたうえで 1 億円を計上しました。

20 款 諸収入は 6,097 万 2 千円、対前年度比 3.1%の増です。夷隅広域市町村圏事務組合における退職手当負担金返還金の配分金が主な増加の要因です。

21 款 町債は 3 億 8,250 万円、対前年度比 11.5%の減です。

以上、歳入予算合計で 36 億 6,880 万円でございます。

続いて歳出でございます。予算書の 28 ページをご覧ください。

1 款 議会費は、7,136 万 4 千円、対前年度比 1.2%の減です。議会活動経費、議会だよりの発行経費等に要する経費を計上しています。

2 款 総務費は、8 億 6,141 万 6 千円、対前年度比 4.4%の増です。1 項 総務管理費は、7 億 1,626 万 6 千円で、主な内容は庁舎管理経費をはじめとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報誌の発行、町有財産の管理、行政区運営費補助や各種防災対策経費、地方創生推進交付金にかかる経費、選挙関連経費などでございます。

3款 民生費は、9億 3,543万 9千円、対前年度比 3.1%の増です。1項 社会福祉費は、主に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害者福祉に係る扶助費等でございます。2項 児童福祉費は、こども園及び児童館、放課後児童クラブの運営に係る経費の他、児童手当に係る経費です。

4款 衛生費は、5億 7,722万 6千円、対前年度比 20.1%の減です。1項 保健衛生費は、町民の健康管理促進に資する各種検診事業、感染症予防やこども医療費に係る経費のほか、環境整備に係る経費を計上しています。2項 清掃費は、清掃センター運営費や夷隅環境衛生組合への負担金などです。3項 上水道費は、上水道の安定的な運営と供給単価の抑制を目的として、町水道事業会計に対する補助金を計上しています。

5款 農林水産業費は、8,317万 1千円、対前年度比 19.0%の減です。1項 農業費は農業委員会経費やイノシシをはじめとする有害鳥獣からの被害対策、各種農業振興に係る経費など、2項 林業費は、新たに創設された森林環境譲与税を計画的に活用すべく基金積立を行うほか、林道の維持管理等に係る経費を計上しています。3項 水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等の水産業振興経費のほか、漁港海岸保全施設長寿命化計画策定業務の経費等です。

6款 商工費は、1億 3,089万 5千円、対前年度比 6.4%の増です。2目 商工振興費には中小企業等への各種助成、町街路灯組合への補助、町内就業者への家賃支援などに要する経費を、3目 観光費には、観光イベント業務委託費や観光振興推進事業補助金を計上したほか、4目に月の沙漠記念館管理運営費、5目に町営プール管理運営費を計上しております。

7款 土木費は、1億 6,620万 8千円、対前年度比 13.5%の増です。1項 土木管理費は、職員人件費や管理的経費のほか、町道の草刈、清掃業務に係る経費を計上しています。2項 道路橋梁費には、前年度の点検業務の結果を踏まえたトンネル長寿命化修繕計画策定委託と高山田地先の天神橋における橋梁補修工事のほか、生活関連道路の排水路整備や舗装改良に要する工事費を計上しています。3項 住宅費には岩和田団地解体等に伴う設計業務委託と公営住宅等長寿命化計画に基づく矢田団地の屋根改修工事費を計上しています。4項 都市計画費は都市計画行政に係る経費を計上しています。5項 河川費は河川の管理費を計上しています。護岸の樹木伐採経費や護岸工事費を計上しています。

8款 消防費は、2億 6,835万 8千円、対前年度比 9.1%の増です。町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等に係る経費を計上し、今年度は第2分団詰所の建設工事を予定しております。

9款 教育費は、2億 5,801万 8千円、対前年度比 5.4%の増です。1項 教育総務費は6,751

万6千円で、教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費を計上しています。2項 小学校費は、小学校の運営経費や教育振興経費、3項 中学校費は、中学校の運営経費や教育振興経費、4項 社会教育費は、公民館運営費や資料館費、文化財保護費をそれぞれ計上しております。5項 保健体育費は、体育施設運営経費や共同調理場運営費に係る経費を計上しています。

10款 災害復旧費は、科目設定として1千円計上しております。

11款 公債費は、3億1,370万4千円、対前年度比9.2%の減です。

12款 予備費は、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上、予算総額を36億6,880万円とするものです。

第2条の債務負担行為につきましては、暫定予算の説明のとおりでございます。

続いて第3条の地方債について説明いたします。

6ページ下段をご覧ください。

地方債は限度額合計3億8,250万円を計画し、借入する際の利率を3.0%以内とするものです。地方債を活用して行う事業でございますが、上から、公用車管理事業は、低公害仕様の公用車の購入、防災施設整備事業は、防災行政無線のデジタル化工事、清掃施設整備事業は清掃センターの大規模補修事業、中山間地域総合整備事業は、平成21年度から実施している中山間地域総合整備事業、観光施設整備事業は、町営プールのろ過装置など機器類の修繕、道路橋りょう整備事業は、天神橋の補修工事費や舗装改良工事、公営住宅整備事業は、矢田団地改修工事費、消防施設整備事業は、消防団詰所整備事業、公民館施設整備事業は、公民館のバルコニー手摺改修工事費でございます。臨時財政対策債は、地方財政計画等を勘案し限度額を設定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第3号に賛成の方は、起立願います。

(全員の挙手)

○議長(大地達夫君) 全員の起立です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長(大地達夫君) 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 令和元年第4回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会では3議案につきましてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご決定いただき、閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

特に、令和元年度、本年度の当初予算につきまして、ご決定いただきまして、夏季のシーズンを前に、遅滞なく事務を進めてまいりたいと存じます。重ねて御礼申し上げます。

また、来月には定例議会を招集させていただくこととなりますが、暑い日も続いておりますので、議員の皆様方におかれましても、健康には十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長(大地達夫君) 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、令和元年御宿町議会第4回臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午前10時43分)